

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	仲卸業者の役員又は使用人に対する副売買参加章の交付申請
概要	仲卸業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者の役員又は使用人に副売買参加章を交付することができます。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例施行規則第16条第2項（昭和47年規則第7号） ( <a href="https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> ) 仲卸業務の認定等に関する事務取扱要領 (中央卸売市場 本場・東部市場各場担当窓口)
審査基準	◎仲卸業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要であると認められるときは、仲卸業者の役員又は使用人に副売買参加章を交付します。 ◎規則第16条第2項に規定する市場長が必要と認めるときとは、災害の発生その他これに類するときをいいます。
標準処理期間	2週間～1か月（補正に要した期間を除く。）
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場）
提出時期	隨時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場）
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html">https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html</a>
備考	—